

消費税転嫁対策特別措置法に関する解説講座

ご承知のとおり、本年10月から消費税率が10%に引き上げられることが予定されております。消費税率（8%、10%）の引上げに当たり、平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が制定され、消費税の転嫁拒否等の行為や転嫁を阻害する表示などが禁止されております。同法の施行後、これまで公正取引委員会において、残念ながら多くの業種にわたり転嫁拒否行為で48件もの勧告（令和元年4月末時点）や数多くの指導が行われており、これを見る限り、同法に対する認識がまだまだ不十分であることが伺えます。

本講座は、消費税率が10%に引き上げられるに当たり、今一度、同法で禁止されている転嫁拒否行為等について理解を深めていただくために、どのような行為が転嫁拒否行為に当たるのか、また転嫁を阻害する表示（逆に認められる表示）について解説する講座です。

講師には、転嫁拒否のほか表示に関しても精通している弁護士をお招きします。

この機会に、是非、ご参加ください。

※受講料は、お申込み受付後、当協会からお送りする請求書によりお支払ください。払込後の受講料の払戻しは致しかねますので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願いいたします。開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。



開催日：令和元年8月1日（木）

時間：15：00～17：00

講師：池田・染谷法律事務所

池田 毅 弁護士

会場：公正取引協会 会議室

定員：40名

（先着順、定員に達し次第締め切らせていただきます。）

受講料：会員 7,560 円

一般10,800 円

（消費税、資料代込み）

主催：公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂K Sビル 2階

電話：03-3585-1241

FAX：03-3585-1265

◆お申込み要領◆

1. ウェブサイト

以下のサイトにアクセスの上、案内に従い「参加申込みフォーム」からお申込みください

URL : <http://www.koutori-kyokai.or.jp>

2. 電子メール

件名に「消費税転嫁対策特別措置法に関する解説講座」、本文に①会社等の住所、②会社等の名称・ご所属、③受講者ご氏名、④電話番号、⑤e-mail アドレスをお書きの上

kouza2019@koutori-kyokai.or.jpまでお送りください

3. FAX

以下の申込書に必要事項をご記入の上、送信してください

(公財)公正取引協会 行 (FAX: 03-3585-1265)

消費税転嫁対策特別措置法に関する解説講座 受講申込書

受講者ご氏名	
会社等の名称	
ご所属	
会社等の住所	〒 TEL ()
電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください。

※ご提供頂いた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。